

## 令和5年度川崎市多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた社会実験 仕様書

### 1 事業目的

川崎市では、平成28年3月に策定した「川崎市新多摩川プラン」を踏まえ、川崎のシンボルである「ふるさとの川・多摩川」の歴史的・文化的資源、そして環境資源を最大限に活かしたにぎわいの場（憩い・遊び・学ぶ）の創出に取り組んでいます。

このうち、丸子橋河川敷周辺には多くの人がバーベキューに訪れ、ゴミの不法投棄や騒音等が生じていたため、令和2年度には、社会実験としてバーベキュー利用の禁止を行い、一定の課題改善を図ってきました。さらに令和3・4年度には、引き続きバーベキュー利用の禁止を行うとともに多様な市民ニーズに対応した新たな利活用に向けた事業者によるイベント等を実施し、地域のにぎわい創出やイベント等を通してゴミの投棄などの課題改善を図ることができました。

一方で、イベント等活用期間中以外には、いまだバーベキュー利用者によるゴミの不法投棄等が生じていることや事業期間が数か月であり、イベント時等のトイレ・手洗い等が不足していたことや事業性の確保等が図れなかったことから、今後は、必要な施設の整理や事業性の確保など、長期間での民間活力導入等の検討を進め、市民サービスの向上や効率的・効果的な管理運営を推進していく必要があります。

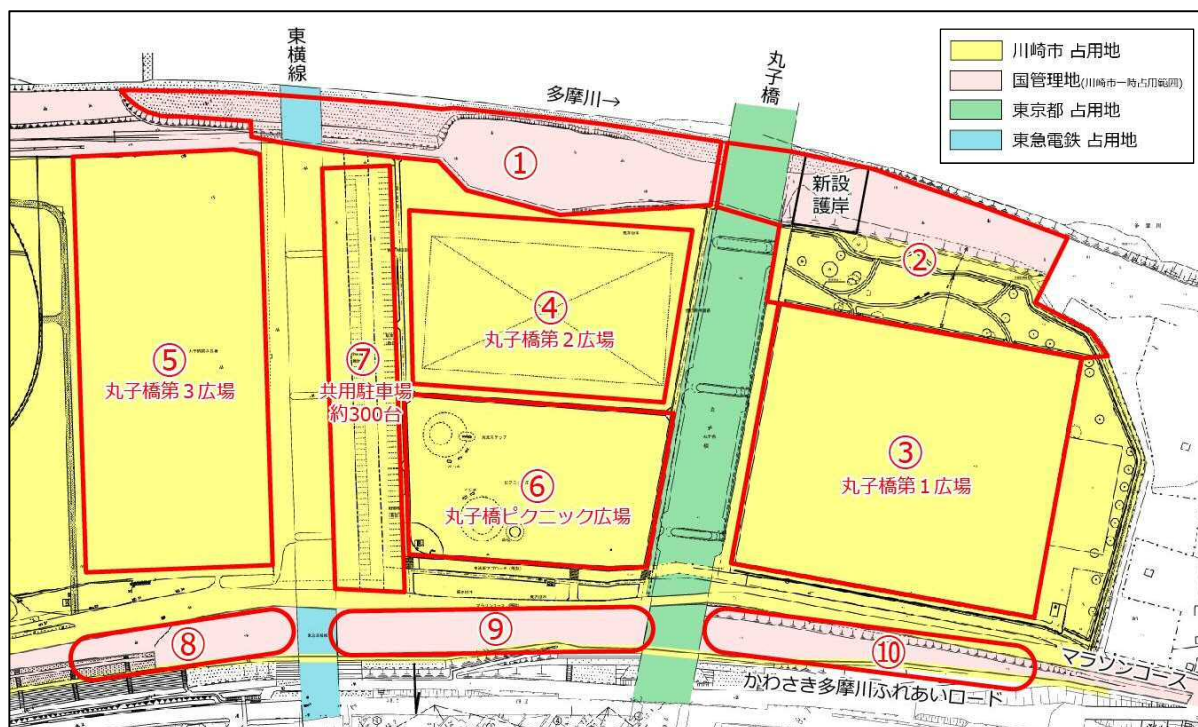
これらの状況を踏まえ、本社会実験は、令和6年度以降の長期間の民間事業者等の活力導入を見据え、継続的にゴミの不法投棄等の課題解決を図るとともに、効率的・効果的な管理運営、地域活性化やにぎわい創出などの可能性を検証するために実施するものです。

### 2 実施期間

河川法に基づく許可を受けた日から令和6年3月頃まで（運用開始は令和5年4月下旬を予定）

### 3 対象区域

川崎市中原区上丸子八幡町地先（下図赤枠内） 東急線新丸子駅より徒歩 10 分程度



#### 各区域の特徴

箇所	面積	備考
①川寄り上流側	約 7,000 m <sup>2</sup>	・上流部は一部舗装され平坦で親水性が高い ・下流部はなだらかな傾斜の草地 ・東急線高架下が含まれる
②川寄り下流側	約 8,000 m <sup>2</sup>	・丸子橋第1広場側は平坦で川に向かって傾斜あり ・新設護岸を使用した水面活用が可能 (新設護岸以外は水面活用不可)
③丸子橋第1広場	約 18,000 m <sup>2</sup>	・通常は時間貸し、スポーツ等に利用 ・土敷 ・広場東端にトイレあり
④丸子橋第2広場	約 10,000 m <sup>2</sup>	・通常は時間貸し、スポーツ等に利用 ・土敷、一部草地
⑤丸子橋第3広場	約 16,000 m <sup>2</sup>	・通常は時間貸し、スポーツ等に利用 ・土敷
⑥丸子橋ピクニック広場	約 8,500 m <sup>2</sup>	・通常はスポーツ以外に利用 ・草地で平坦 ・広場端に水道設備あり
⑦共用駐車場	約 6,500 m <sup>2</sup>	・約 300 台、現在は土日のみ有料開放
⑧市街地寄り（上）	約 2,000 m <sup>2</sup>	・比較的平坦で広場側への動線にもなっている
⑨市街地寄り（中）	約 3,000 m <sup>2</sup>	・他の河川利用者や近隣住民に対し特段の配慮
⑩市街地寄り（下）	約 3,000 m <sup>2</sup>	・バーベキュー禁止

※採用決定後の関係機関との調整等を踏まえて、提案内容の修正をいただく場合があります。

※社会実験期間中も、広場等を一般利用に供するため、③～⑦に活用可能・活用不可の期間を設けます。活用する場合は川崎市建設緑政部みどりの事業調整課と事前に相談してください。

### 4 役割分担

## (1) 川崎市

- ア 社会実験全体の総括
- イ 河川法に基づく一時占用による公有財産の提供（占用・工作物設置手続きを含む。）
- ウ 関係管理者（河川管理者、公園管理者、橋梁管理者、他の占用者）との調整
- エ 広報等による支援（本市ホームページ等）
- オ 効果・課題等への検証

## (2) 事業者

- ア 社会実験事業の運営主体
- イ 敷地及び設置する施設・設備を含めた維持管理と社会実験終了後の原状回復
- ウ 事業の運営（利用の手続、料金徴収、苦情対応等）
- エ 利用者への周知・広報・利用率向上に向けた取組
- オ 行政課題解決に向けた取組
- カ 本市の必要とする各種データ（集計・加工を含む）の本市への提供
- キ 満足度等に関する利用者へのアンケート調査の実施
- ク 事業報告

## 5 事業者要件

- (1) 財政状況や経営基盤が健全であること。
- (2) 事業者は、常に善良なる管理者の注意をもって事業を遂行すること。
- (3) 事業者は、当該事業の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本市と協議を行い、認められたものについては、当該事業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- (4) 事業者は、関係法令等の規定を遵守すること。
- (5) 事業者は、複数の事業者が参画した場合、他の事業者に協調的な姿勢で、調整・連携等を行うこと。

## 6 費用負担

- (1) 本事業の運営に要する費用は、全て事業者負担とし、本市は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担しない。なお、対象範囲の使用料は免除する。
- (2) 利用料金等で得られた収入は、すべて事業者の収入とする。
- (3) 新型コロナウイルスなどの感染症拡大や台風による災害等によって、社会実験の内容、期間の変更・中止となる場合があるが、資金調達、物価・金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、すべて事業者の負担とする。

## 7 事業規模

事業規模は、以下(1)～(3)によるものとし、対象区域の選択や具体的な設備の数は事業の目的及び継続的な事業採算性確保の視点を踏まえて提案すること。

- (1) 対象区域は、「3 対象区域」に示す①～⑩から選択し、複数の組み合わせや、いずれかの区域の一部を利用する提案も可とする。

- (2) 社会実験の目的が達成できる規模の敷地面積、設備数を確保すること。
- (3) 社会実験の目的が達成できる期間として概ね1週間以上の期間で提案すること。
- (4) 今後の継続的な事業性を見据え、コスト縮減やサービス水準の適正化などについて検討を行うこと。

## 8 運営方法

- (1) 事業の運営にあたっては、組織化された運営体制を確立し、適切な人員を配置することなどにより、安全で円滑に取り組むこと。
- (2) 出水時には、利用者を安全かつ迅速に避難させるとともに、使用する設備等を速やかに堤外へ撤去すること。
- (3) 利用者が安心安全に利用できるよう安全・防犯対策を十分に講じるとともに、河川敷利用のルール・マナー等の理解を深め、適正に河川敷を利用することができるように啓発等を行うこと。
- (4) 広場等の既存施設利用者の利用を阻害することの無いよう十分に配慮すること。
- (5) 対象区域の除草や清掃などの実施により、多摩川の利用環境向上に努めること。
- (6) 事故・トラブル等が生じた場合は、迅速かつ適切に対応すること。また、利用者からの問合せや営業時間外の事故等緊急時対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。
- (7) 利用者のケガの補償や損害賠償事故（対人、対物）の補償への対応が可能な提案内容とすること。
- (8) 提案内容に応じ、必要な設備（トイレや手洗い場等）は原則、事業者で適正に設置すること。
- (9) 河川敷への車両搬出入等に伴う鍵の管理は原則、事業者で責任を持って行うこと。

## 9 利用方法

- (1) 利用方法は、市民、来街者など誰もが使いやすく、予約～利用～決済まで簡易で利便性が高く分かりやすいものとする。
- (2) 利用料金の仕様は、個人利用、法人利用、一定時間での利用や一日単位での利用など、多くの方が利用しやすく適切な料金設定とするものとし、具体的な仕様は、事業の目的を踏まえて提案すること。
- (3) 利用者の個人情報、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）等の法令の規定を遵守し、適正に管理すること。
- (4) 利用者の利便性向上、事業の利用促進のため、チラシや専用のホームページを準備するなど、積極的な広報周知活動を実施すること。
- (5) 丸子橋河川敷周辺の地域住民や地域団体との積極的な連携、川崎市民や地域住民の雇用促進に努めること。

## 10 運営設備

- (1) 堤防内で使用する設備は出水時に計画的に搬出可能なものとし、その搬入搬出や設置方法などについては他の利用者に配慮したものとする。

- (2) 提案内容に火気等の使用や飲食物の提供が含まれる場合は、関係機関等との協議を踏まえて適切に取り扱うこと。

### 1 1 地域連携

- (1) 対象区域及びその周辺でイベント（「丸子の渡し」）等が開催される場合は、その実施に十分配慮し、相互連携による活性化に努めること。
- (2) オペレーションスタッフとしての市内居住者の雇用や、運営組織の中に市内事業者を組み入れるなど、本市の経済活性化につながる取組を実施すること。

### 1 2 事業報告

実施・利用状況、その他の事業運営に係るデータを収集及び整理、利用者の満足度等に関するアンケート調査を実施し、報告書を奇数月末（3月は15日）に本市に提供すること。アンケート調査については、本市と事前に内容、実施方法を調整した上で行うこと。

なお、事業報告は市が定める項目・様式に準じて作成するものとし、今後の継続的な事業の検討及び市政運営に向けて、必要となる事項の追加提出や、ヒアリングを求める場合がある。

### 報告内容

- ・利用状況（予約実績、利用実績等）
- ・収支状況（事業計画・収支報告を含む）
- ・利用者の事故や苦情等
- ・利用者の満足度等に関するアンケート実施結果
- ・多摩川丸子橋河川敷における新たな利活用に向けた課題等
- ・その他、川崎市が指定する事項

### 1 3 原状回復

社会実験終了時は、事業者が自らの費用負担において、使用前の状態に回復すること。ただし、市との了承を得た場合はこの限りではない。

### 1 4 財産の帰属

本事業において、事業者の負担で構築したシステム、設備等の財産は事業者に帰属するものとする。

### 1 5 知的財産権の帰属

- (1) 社会実験の過程で生じた知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し、又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び報告書に含まれる知的財産権は、川崎市と事業者双方の共有のものとする。
- (2) 事業者は、社会実験で得られた知的財産権について、特許出願、実用新案登録出願または

意匠登録出願する場合、川崎市と協議し同意を得なければならない。なお、出願等に係る費用は、事業者の負担とする。